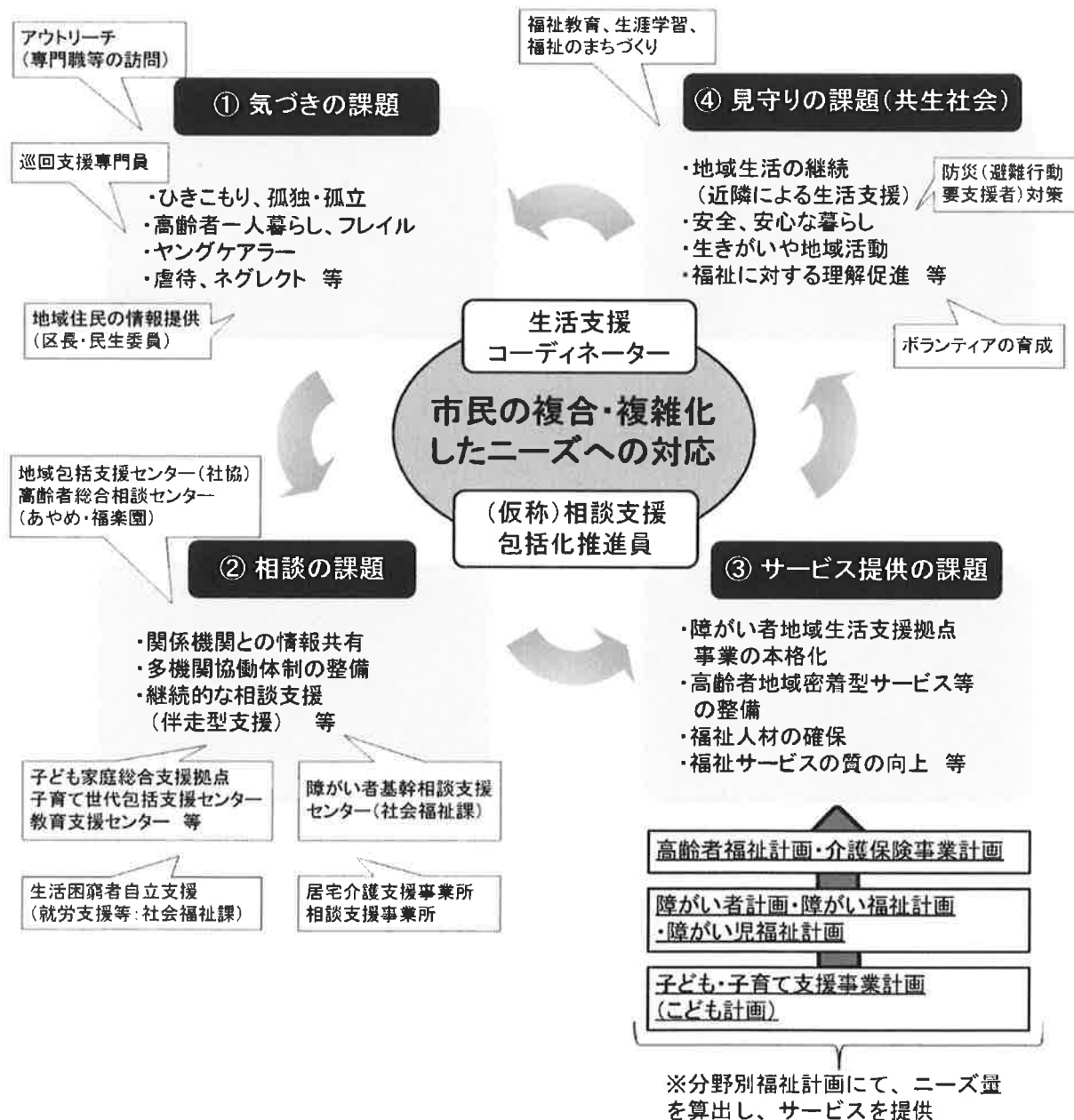
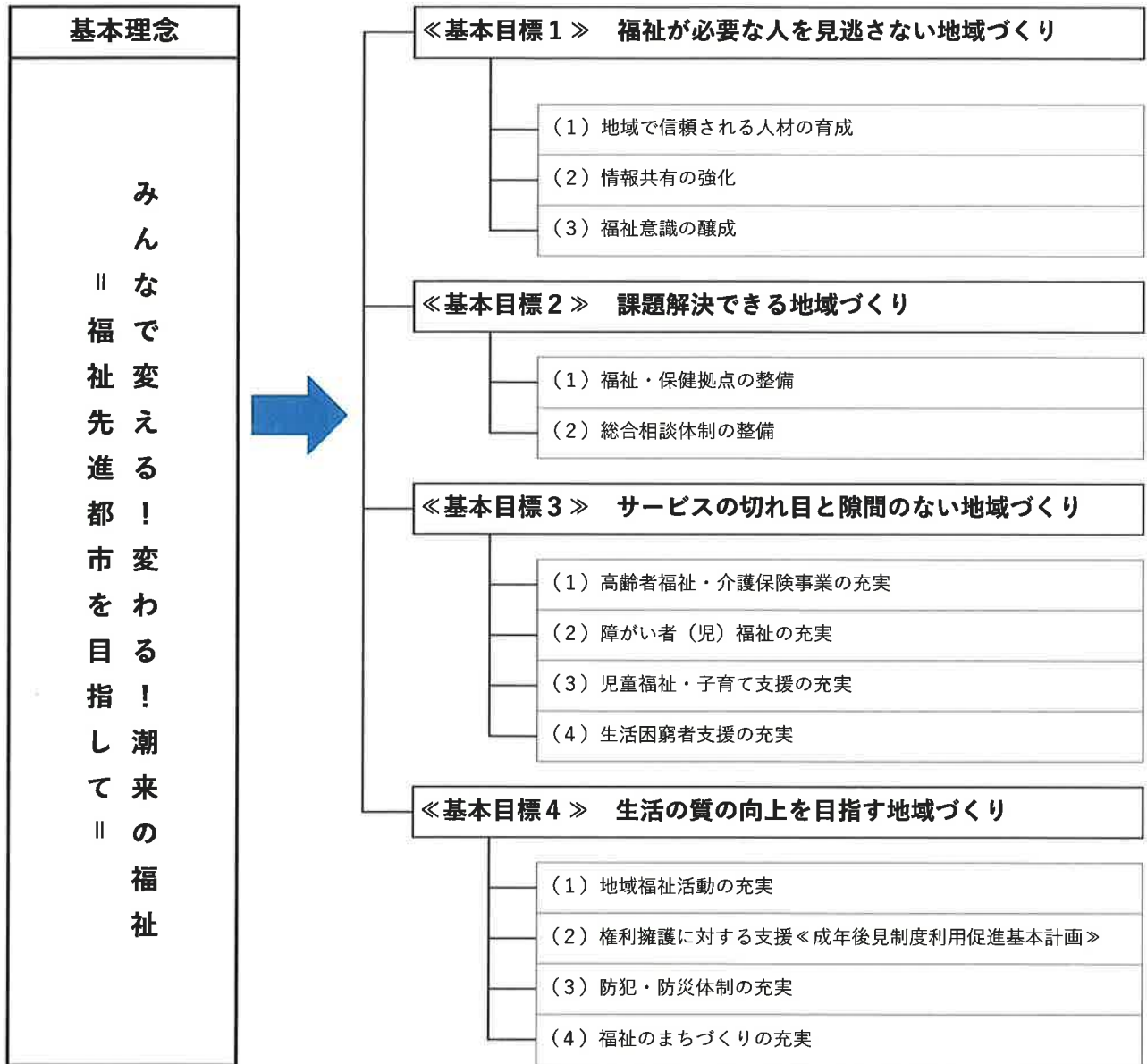


福祉3計画策定における視点について

- 地域福祉計画・地域活動計画を中心にした計画策定の視点
 - ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進
 - ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
 - ・地域福祉に関する活動への住民参加の促進 等
- 住み慣れた地域において、高齢・介護、障がい、子どもにおける関連制度や事業、相談支援等を一体的に取組み、誰ひとり取り残さない視点
- 既存の取組みや機能を生かしつつ、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する視点



潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について



改訂ポイント

市民ニーズ調査・事業評価等

福祉課題の解決に向けて検討

- 重層的支援体制の整備
- 国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、総合的な権利擁護支援策、制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等
- 市町村地域福祉計画ガイドライン
 - (1) 高齢者、障がい者、児童及びその他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民参加に関する事項
 - (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

計画期間

令和6年度 ～ 令和11年度（前期・後期）

潮来市障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

基本理念

とも障く
にがと
尊いも
実重の
現しあ
をてる
目指生
しきも
するな
て共い
生人
社会
の、く



- 《基本目標1》 お互いを尊重する社会づくり

 - (1) 障がいに対する理解の促進
 - (2) 情報提供・コミュニケーションの充実
- 《基本目標2》 自分らしく生きる社会づくり

 - (1) 相談支援体制の強化
 - (2) 生活支援の充実
 - (3) 保健・医療体制の充実
- 《基本目標3》 自分らしさを広げる社会づくり

 - (1) 就労機会の充実
 - (2) 保育・療育、教育環境の充実
 - (3) 社会参加の促進
- 《基本目標4》 安心・安全に暮らせる社会づくり

 - (1) 生活環境の整備
 - (2) 安心・安全な暮らしの確保



基本方針	
障がい者等の自己決定の尊重と意思決定支援	障がい児の健やかな育成のための発達支援
地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障がい福祉人材の確保
地域共生社会の実現に向けた取り組み	障がい者の生きがいや社会参加を支える取組



- 障害福祉計画・障害児福祉計画**
- 目標年次における成果目標
- (1) 障害福祉サービスの内容と見込み
 - (2) 障害児福祉サービスの内容と見込み
 - (3) 地域生活支援事業の内容と見込み

市民ニーズ調査・事業評価等

障害福祉サービス量の見込みと確保方策
福祉課題の解決に向けて検討



改訂ポイント

- 市地域福祉計画等と重層的支援体制の整備に向けた課題と取り組みを共有
- 障害福祉計画策定に係る基本的な指針を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備等(児童発達支援センターの設置等)、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築等

計画期間

令和6年度 ～ 令和8年度

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

基本理念

自分らしく安心して暮らせる
潮来



高齢者福祉計画

《基本目標1》 健康づくり・介護予防の推進

- (1) 生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり
- (2) 保健事業と介護予防事業の一体的な推進

《基本目標2》 安心して暮らせるサービス基盤の確保

- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) 介護サービス提供体制の充実
- (3) 生活支援サービスの充実

《基本目標3》 尊厳のある暮らしの形成

- (1) 認知症高齢者支援対策の充実
- (2) 高齢者虐待防止対策の推進

《基本目標4》 地域で支え合う福祉のまちづくり

- (1) 地域包括ケア体制の充実
- (2) 地域福祉のまちづくり

介護保険事業計画

介護保険サービスの見込みと給付費の見込み額

- (1) 介護給付及び介護予防給付費の見込み
- (2) 地域支援事業費の見込み
- (3) 総給付費等の見込み
- (4) 第1号被保険者保険料の推計

市民ニーズ調査・事業評価等



介護保険サービス量の見込みと確保方策
福祉課題の解決に向けて検討

改訂ポイント

○市地域福祉計画等と重層的支援体制の整備に向けた課題と取り組みを共有
○介護保険事業計画(第9期)に関する基本指針を踏まえ、地域包括ケア「見える化システム」等を活用した地域分析、実行管理
【基本的記載事項】日常生活圏域、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込み、自立した日常生活の支援や要介護状態等となることの予防又は悪化の防止、介護給付の適正化
【任意記載事項】地域包括ケアシステム構築のための重点的事項、認知症施策の推進、有料老人ホーム及びサ高住の入居定員総数、市町村独自事業 等

計画期間

令和6年度 ～ 令和8年度